

職場の安全衛生自主点検表（事業場規模 49 人以下）

平成 25 年 5 月改正

事業場名			従業員数	人
点検年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	印	

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「陸運労働災害防止規程」や「荷役作業安全ガイドライン」（平成 25 年 3 月厚生労働省策定）の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 検 項 目				
1 基本的な取組（リスクの低減）				
・ 安全衛生方針の表明（1 年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）	☐	している	☐	していない
・ 安全衛生目標の設定（同上）	☐	している	☐	していない
・ 安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。）	☐	している	☐	していない
・ リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）	☐	している	☐	していない
・ 安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）	☐	している	☐	していない
2 安全衛生管理体制				
・ 安全衛生推進者の選任（規模 10 人以上 49 人以下）	☐	している	☐	していない
・ 安全衛生推進者の作業場等の巡視	☐	している	☐	していない
・ 安全衛生対策等を話合う場の設置	☐	している	☐	していない
3 安全衛生教育の実施状況				
・ 雇入れ時の教育	☐	している	☐	していない ☐ 該当なし
・ 作業内容変更時の教育	☐	している	☐	していない ☐ 該当なし
・ 日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	☐	している	☐	していない
・ 能力向上の教育（安全衛生推進者等の定期教育等）	☐	している	☐	していない ☐ 該当なし
・ 事故発生者に対する教育	☐	している	☐	していない ☐ 該当なし
・ 腰痛予防のための管理者教育	☐	している	☐	していない ☐ 該当なし
・ 腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）	☐	している	☐	していない ☐ 該当なし
4 健康管理				
・ 雇入れ時の健康診断	☐	している	☐	していない ☐ 該当なし
・ 定期健康診断（年 1 回）	☐	している	☐	していない
・ 深夜業従事者に対する健康診断（年 2 回）	☐	している	☐	していない ☐ 該当なし
・ 過重労働対策（時間外・休日労働時間数）	☐	月 45 時間以内	☐	月 45 時間超～80 時間 月 80 時間超～100 時間 月 100 時間超
※ 休憩時間を除き、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間				
・ 時間外・休日労働が 1 月当たり 100 時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施	☐	している	☐	していない ☐ 該当なし

（注）荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

5 荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・ 作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 荷役災害防止の担当者の指名* | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が 100 k g 以上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 荷役作業従事者への安全衛生教育* | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 荷役作業の危険予知訓練 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置* | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |

(2) 荷役災害防止の措置

- | | | | |
|--|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・ 荷役作業の必要があるかの荷主等への事前確認(安全作業連絡書)* | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置* | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 荷役運搬機械、荷役用具、設備による災害防止対策* | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー
エ ロールボックスパレット | | | |
| ・ 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい。） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン
エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他 | | | |
| ・ 定期自主検査（同上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他 | | | |
| ・ 危険作業従事資格者の配置（同上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業
エ 玉掛け作業 オ その他 | | | |
| ・ 保護帽(墜落時保護用)・安全靴の使用 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- | | | | |
|-------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・ 運行管理者の選任 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |

(2) 適正な労働時間

- | | | | |
|--|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・ 時間外労働及び休日労働に関する協定 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 拘束時間等（1ヶ月 293h 以内 □）（1日 13h 以内 □）（休息 8h 以上 □）（1日の運転 9h 以内 □）（連続運転 4h 以内 □） | | | |

(3) 走行管理等

- | | | | |
|-------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・ 走行計画の作成及び指示 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 走行経路の決定 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 乗務記録に基づく適正な走行管理 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |

- | | | | |
|---|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・ 点呼の実施 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 乗務前点呼での、乗務開始前 24 時間における拘束時間の合計が 13 時間を超える場合の睡眠状況の確認 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- | | | | |
|---|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| ・ 交通危険予知訓練 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 運転適性診断 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ・ 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい。） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示
エ 表彰 オ その他 | | | |

（注）＊印の付いた項目は、荷役ガイドラインに關係する項目です。

職場の安全衛生自主点検表（事業場規模 49 人未満）の解説

1 基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項では、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるPDCAサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということが出来ます。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第 10 条の 2 に記載されています。
- ・ リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）
 - ・ こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。安全衛生推進者は、安全衛生推進者養成講習修了者等一定の資格が必要です。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第 7 条

3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重 1 トン以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第 11 条～12 条、16 条

4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第 79 条、82 条

5 荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役作業安全ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第 23～25 条、30～31 条、33～34 条、48 条、53 条、56 条、63 条
- ・ フォークリフトの安全Q&A 50（陸災防図書 平成 24 年 3 月）
 - ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号）

6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 20 年 4 月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第 71 条
- ・ 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書 平成 24 年 3 月）